去十九日附を以て蒲田工場東京工場從業員一同として
(一)解雇者を全部復職せしむること　(二)自己の都合に依り
退職したる場合は大正十二年六月二十六日會社の發表せる
職工解雇手當規則第一條の支給額を支給する事、の
要求書が送られ尚之に關し二十日午後三時會見したしと
の申込がありましたから兩工場に於て各別に回答する旨通
知しましたが昨日は諸君の代表者一人も來られなかったのは
誠に意外に思ひました然るに本日再び會見の申込がありま
したから午後二時蒲田工場に於て回答することにしました

發表セル解雇手當規則ノ變更ヲ要求セラレ候就テハ貴會ニ於テ右解雇